

品川区肺がん検診実施要綱

	制定	昭和57年4月	1日	区長決定
改正	平成4年4月	1日	要綱第35号	
改正	平成5年4月	1日	要綱第24号	
改正	平成10年4月	1日	要綱第36号	
改正	平成11年4月	1日	要綱第64号	
改正	平成11年7月	1日	要綱第11号	
改正	平成12年3月28日		要綱第67号	
改正	平成13年3月28日		要綱第58号	
改正	平成14年9月24日		要綱第93号	
改正	平成15年4月	1日	要綱第43号	
改正	平成16年4月	1日	要綱第60号	
改正	平成18年4月	1日	要綱第50号	
改正	平成21年3月10日		要綱第59号	
改正	平成23年3月22日		要綱第34号	
改正	平成26年3月20日		要綱第31号	
改正	平成27年3月20日		要綱第407号	
改正	令和4年4月	1日	要綱第74号	
改正	令和7年4月	1日	要綱第103号	
改正	令和8年4月	1日	要綱第92号	

(目的)

第1条 品川区肺がん検診（以下「検診」という。）は、がん対策の一環として肺がんの早期発見・早期治療を図るとともに、保健指導および正しい健康管理に関する知識の普及によって、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(検診の種類)

第2条 検診の種類は、胸部エックス線検査、ヘリカルCT検査または胸部エックス線検査および喀痰検査とする。

(検診対象者)

第3条 検診の対象者は、次のとおりとする。

(1) 胸部エックス線検査

区内在住の40歳以上の者

(2) ヘリカルCT検査

区内在住の50歳から74歳の者のうち、喫煙指数（1日本数×年数）600以上（過去における喫煙者を含む）の者

(3) 喀痰検査

第1号に規定する胸部エックス線検査を受診した者のうち、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上（過去における喫煙者を含む）の者

（事業の実施）

第4条 検診は、地区医師会に委託して実施するものとする。

（実施機関）

第5条 地区医師会は、同会に加入している病院または診療所のうちから検診を実施する医療機関（以下「実施機関」という。）を指定するものとする。

（実施期間）

第6条 検診は、年間を通じて実施するものとする。ただし、検診日および検診時間は、実施機関の指定した日時とする。

（受診回数）

第7条 検診の受診回数は、胸部エックス線検査、ヘリカルCT検査または胸部エックス線検査および喀痰検査を一人につき年1回とする。

（費用）

第8条 胸部エックス線検査および喀痰検査に要する費用は、全額区の負担とする。

2 ヘリカルCT検査に要する費用は、実施機関が受診者から本人負担分を徴収し、残りを区の負担とする。

（受診方法）

第9条 受診を希望する者は、事前に実施医療機関へ申し込み、受診当日に住所、氏名および生年月日の確認できるものを提示して受診するものとする。

（検診内容）

第10条 検診の内容および判定は、次のとおりとする。

(1) 検査の項目

胸部エックス線および喀痰検査

ア 問診

イ 胸部エックス線直接撮影検査（大角で正面、側面各1枚）

ウ 喀痰病理学的検査（3日法）

ヘリカルCT検査

ア 問診

イ ヘリカルCT検査（半切4枚）

(2) 判定

判定にあたっては、次の区分を使用するものとする。

胸部エックス線検査

ア 精密検査不要

イ 精検および治療を要しない所見あり

ウ 経過観察

- エ 要精密検査
- ヘリカルCT検査
- ア 精密検査不要
- イ 精検および治療を要しない所見あり
- ウ 経過観察
- エ 要精密検査

(区民への周知)

第11条 区は、区民に対して検診実施の周知を図るため、区の広報紙等への掲載および受診対象者に対して、個別通知をするものとする。

(検診後の措置)

第12条 実施機関は、検診の結果を、受診者に通知し必要な指導を行うとともに、地区医師会に報告するものとする。

2 地区医師会は、実施機関からの報告をとりまとめ、区に報告するものとする。

(請求手続)

第13条 地区医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第14条 この要綱の適用について必要な事項は、健康推進部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和57年4月21日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。